

金ケ崎町告示第107号

金ケ崎町待機児童支援事業補助金交付要綱（平成28年金ケ崎町告示第177号）の一部を次のように改正する。

平成30年8月21日

金ケ崎町長 高橋 由一

改正後	改正前
<p>(補助金の交付対象者)</p> <p>第3 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>町税、上下水道使用料、学校給食費、認可幼稚園の保育料及び認可保育所の保育料を滞納していないこと。</u></p>	<p>(補助金の交付対象者)</p> <p>第3 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 町税及び認可保育所の保育料を滞納していないこと。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	